

# CJ (Content Japan)マーク

～ ジャパンコンテンツを商標権でも守る ～

2005年3月 CODA（コンテンツ海外流通促進機構）がCJマーク委員会を新設し、事務局をJETROに設置して海外における海賊版対策を本格的にスタート

2006年2月現在 日本のほか、台湾・香港・EUにおいて商標登録済み  
(米国・韓国・中国において出願中)

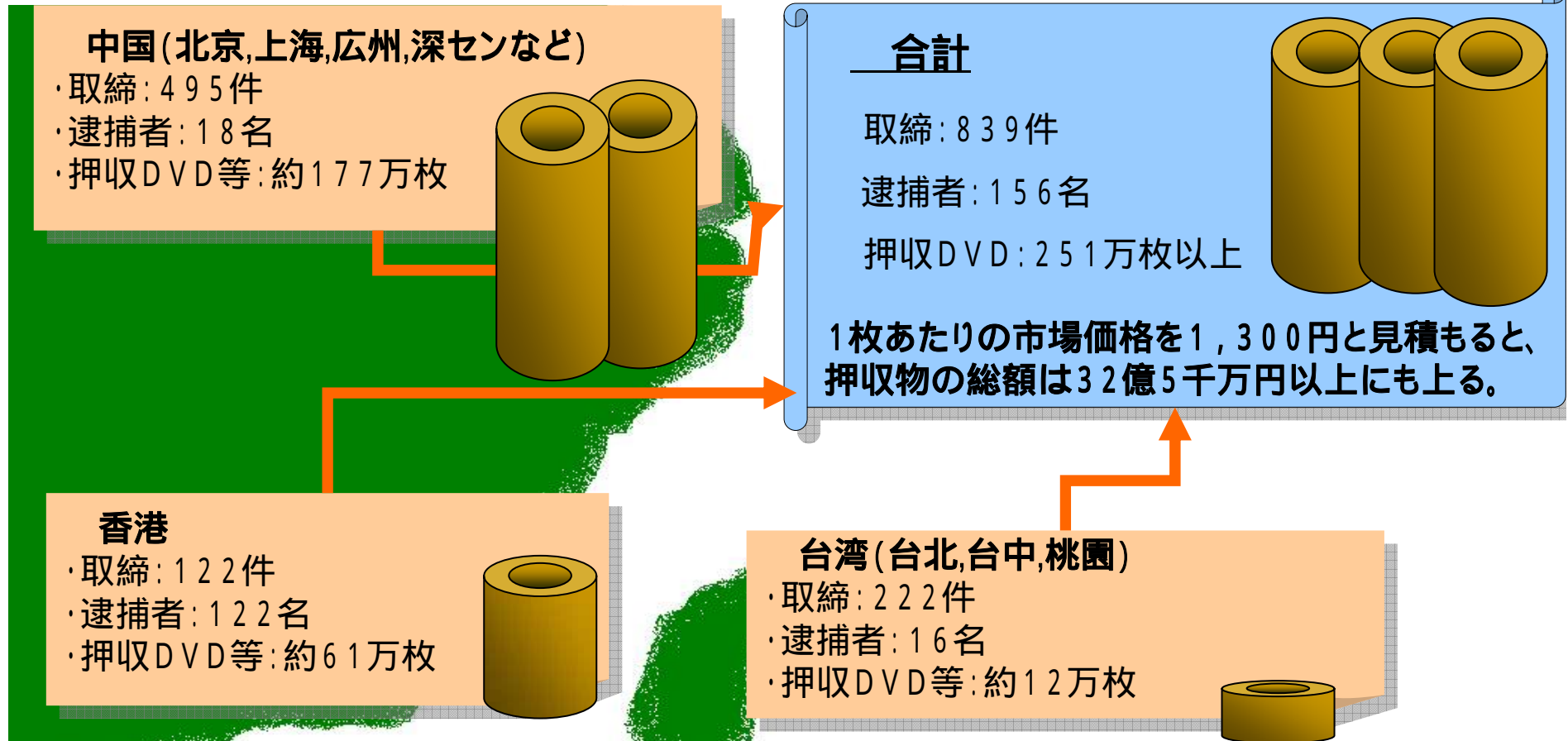
加盟・・・38社/団体



# 効果が上がりはじめた海賊版の取締り (2005年1月～12月)

～ 米国と共同で実施～ (自国以外で対策するのは米国・日本のみ)

角川本部員説明資料



2005年のG8グレイ・ガールズ・サミット・APEC首脳会議において小泉総理により世界に向けて海賊版・模倣品対策強化について提唱がされた。この時期に日本の官民が連携してアジア地域における具体的な海賊版対策を講じる意義は極めて大きい。

一方、海賊版対策事業の長期・継続化には人的・資金的な負担は大きく、政府からの長期にわたる支援・継続が必要(日本国内の海賊版排除でさえ1983年～93年の約10年間を要した)。